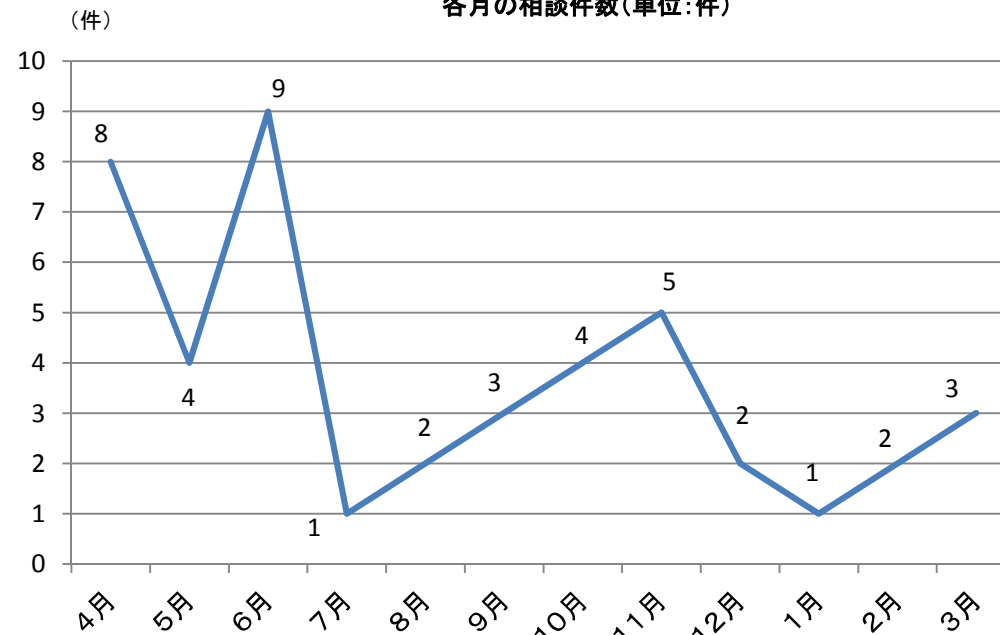


相談内容別相談者の属性別表(単位:件)

相談者 相談内容	合計	内訳				
		発注者	元請 建設 業者	下請 建設 業者	労働者	その他
発注者 に対する相談	7	0	5	0	0	2
元請 に対する相談	9	0	0	7	0	2
下請 に対する相談	0	0	0	0	0	0
行政 に対する意見	2	0	0	1	1	0
新労務単価等 に関する照会	10	0	5	0	1	4
適正取引 についての相談	0	0	0	0	0	0
その他	16	2	5	6	1	2
合計	44	2	15	14	3	10

各月の相談件数(単位:件)



## 主な相談内容

### (発注者に対する相談)

- ・請け負った地方公共団体発注工事がインフレスライド条項の適用を受け、変更契約を行ったが、増額はわずかであった。【5月・元請】

### (元請に対する相談)

- ・元請から、今までの労務単価に2,500円上乘せするという話があった。法定福利費分だと思うが、2,500円の計算は国交省で出している公共工事設計労務単価が上がったからなのか。【4月・下請】
- ・地方公共団体の工事について、設計単価は高くなったのに下請まで届いていない。元請に対して指導してくれたようだが、実態は変わらない。【6月・その他】
- ・労務単価が15%程度上がったということだが、下請の立場としては多少上がったかなという印象で、なかなか良くなったとまではいかない。元請に新しい労務単価での見積書を出しているが、元請から言われるままに調整し下げざるを得ない。【6月・下請】
- ・公共事業の下請をしている。国交省が設計労務単価を上げて、元請から社会保険に入るよう指導されたので入ったが、労務単価の上昇分は元請が取っており、下請まで回ってこない。下請はみんな意見があってもなかなか言えない。このままでは元請ばかりが儲かって、下請は潰れてしまう。【12月・下請】

### (行政に対する意見)

- ・新労務単価のフォローアップ体制が整備されているのは喜ばしいことだが、その存在は、現場で働く職人の耳にまではほとんど届いていない。現場の職人の声をもっと広く拾い上げる必要がある。【6月・労働者】

### (新労務単価等に関する照会)

- ・東北で労務単価が高騰している。中部地方から北でも同様である。金額が大きいところで1万円から2万円の差が出ている。【9月・元請】

※【 】は、受け付けした月・相談者の属性